

札幌で「公契約条例の制定をめざす市民集会」 来年の市長・市議選にむけ運動強化へ

12月5日、札幌で「公契約条例の制定をめざす市民集会」が開かれ、ナショナルセンターの違いをこえた労働者・労働組合、弁護士、研究者など130人が参加しました。集会では、北海学園大学の川村雅則教授が「改めて考える。今なぜ公契約条例なのか」について基調報告し、北海道地方自治研究所の正木浩司さんが公契約条例が制定されている東京都多摩市の経験について報告しました。旭川市の畑地雅之弁護士から旭川でのとりくみが報告され、札幌地区連合の山口副事務局長と札幌地区労連の木村事務局長がそれぞれのとりくみを報告し、建交労道本部の俵書記長が地区労連がとりくむ清掃・警備労働者のアンケート活動について補足発言をしました。渡辺達生弁護士が弁護士会のとりくみを報告し、最後に「札幌市公契約条例の制定を求める会」の伊藤誠一弁護士が閉会あいさつで「来年の市長・市議選挙にむけて運動を強めよう」と訴えました。

年末一時金 太平洋運輸支部が1万円増で妥結 燃料手当も55,080円（世帯主）増額

太平洋運輸支部は、11月15日に年末一時金闘争を妥結しました。妥結内容は「410,000円」（55歳まで＝305,000円＋105,000円／前年比＋10,000円）で、56歳～58歳は379,500円（305,000円×90%＋105,000円／同＋25,250円）、59歳以上は352,050円（305,000円×81%＋105,000円／同＋36,388円）です。

なお、燃料手当についても11月15日に妥結しており、世帯主231,393円（2250.90×102.80円＝生協価格／前年比＋55,080円）準世帯主161,975円（世帯主の70%／同＋38,556円）、単身者115,697円（同50%／同＋27,541円）で、10月に3分の2、2月に3分の1が支給されます。

リヴィノールシステム分会で組合員拡大

札幌合同支部リヴィノールシステム分会で、11月にまた1人の組合員を拡大しました。清掃のパート労働者です。

北海道憲法共同センターが総会

11月29日に北海道憲法共同センターの第4回総会が開かれました。開会あいさつで三上友衛共同代表（道労連議長）は「市民と野党の共闘が安倍首相の改憲策動を大幅に狂わせてきていることに確信を持ち、今の情勢を学び意思統一をして今後も元気にたたかいをひろげていける総会にしたい」とあいさつし、「安倍9条改憲を阻止する運動の強化を」と題して弁護士の渡辺達生共同代表が講演しました。討論では、建交労から道本部の宮澤書記次長が、道高教組・道教組がとりくんでいる「写真でつなごうわたしと憲法」について、「このとりくみが、憲法を知る・考えるよいきっかけになることや、憲法をまもるという立場で単産を超えたとりくみにすることに大きな意義がある」と発言しました。総会は、これまでの経過報告と総括、「3000万人署名」などの運動方針、組織体制・役員人事などを確認しました。